

平成27年3月18日

お知らせ

資料提供先：合同庁舎記者クラブ
広島県政記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

平成27年度の入札・契約における

総合評価落札方式等の改正について【港湾空港関係】

総合評価落札方式において、平成25年4月より施工能力の評価と技術提案の評価に二極化する方式（総合評価二極化）を試行しておりますが、平成27年4月より技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保、民間企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保、技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化を図るため、別添資料のとおり運用基準を一部改正することとしたのでお知らせします。

国土交通省中国地方整備局

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 港湾空港部

電話番号 （082）511-3927（直通）

品質確保室 室長 でぐち かずや 出口 和也（内線250）

（入札・契約担当） 課長補佐 おざき やすし 尾崎 靖（内線252）

（広報担当窓口）

国土交通省 中国地方整備局

電話番号 （082）221-9231（代表）

広報広聴対策官 さかもと しげゆき 坂本 繁幸（内線2117）

企画部 環境調整官 た お かずなり 田尾 和也（内線3114）

平成27年度の入札・契約における総合評価落札方式等の改正 【港湾空港関係】

平成27年3月13日に総合評価委員会（第二部会）（別紙参照）において、平成27年度の入札契約における総合評価落札方式等にかかる以下の運用基準の改正について、ご審議いただきました。
これを踏まえ、平成27年4月1日以降に公告手続きを行う案件より適用します。

【工事】

方針Ⅰ：技術評価に関する更なる透明性・公平性の確保

変更なし（継続）

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

（１）競争環境の確保

①配置予定技術者の参加要件の緩和【一部見直し】（参考資料 P4）

〔方針〕

・平成27年度は原則、配置予定技術者に求める同種工事の数値要件を撤廃することとした。

（２）評価項目の更なる見直し

①若手技術者等の雇用の評価【一部見直し】（参考資料 P5～6）

〔見直し〕

・平成27年度は若手技術者等の雇用の評価対象を以下のとおり拡大することとした。

1. 若手技術者について、土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び鋼構造物工事業以外の技術者も評価対象とする。
2. 若手技術者以外の入職者について、学歴を問わず評価対象とする。

②技能者の配置状況の評価【一部見直し】（参考資料 P7）

〔見直し〕

・平成27年度は「技能者の配置状況」の評価項目について、施工能力評価型（標準型、地域貢献等追加タイプ）に加えて、技術提案評価S型（チャレンジ型）にも設定することとした。

③工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価【一部見直し】

（参考資料 P8～9）

〔見直し〕

・平成27年度は工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕と「優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰」について、個別に評価項目として設定することとした。

方針Ⅲ：技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化

(1) 技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減

① 工事の総合評価落札方式における一括審査方式の活用【新規設定】(参考資料 P10)

〔方針〕

・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとすることができる発注において、適用が可能な場合は、一括審査方式を活用し、競争参加者、発注者双方の負担低減を図ることとした。

●入札方式及び総合評価方式の試行

(1) 専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事(案)の実施(参考資料 P11～13)

〔方針〕

・平成27年度は専任補助者としての工事实績について、総合評価審査時に以下のインセンティブを与え評価することとした。

但し、本評価方法は、中国地方整備局管内(港湾空港関係)の発注工事に限る。また、当該工事の工事成績が65点未満である場合は対象外とする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 総合評価審査時において、主任(監理)技術者の実績と同等の評価をする。2. 当該工事完了後、総合評価審査の「技術者における工事成績評定点」の評価時において、当該工事の工事成績評定点に3点加えた点数で評価する。 |
|---|

(2) 地元企業活用促進型(参考資料 P14)

〔方針〕

・平成27年度は原則、技術提案評価型S型(WTO以外)の工事で「地元企業活用促進型」を試行することとした。

(3) 入札工事説明会(試行)に係る取り組み(参考資料 P15～16)

〔方針〕

・平成27年度は対象案件を拡大し、新規性の高い工事や工事内容が複雑な工事を対象に数件抽出して、試行することとした。

【業務】

方針Ⅰ：品質の向上及び競争性の確保

変更なし(継続)

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(1) 過去3年間の〔建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務〕の業務成績の評価【一部見直し】
(参考資料 P17)

【見直し】

・全地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局(ともに港湾空港関係)発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度末までの間に完了した〔建設コンサルタント等業務or測量・調査業務〕の平均請負業務成績評定点を評価することとした。

(別 紙)

中国地方整備局 総合評価委員会(第二部会)の委員

裕見 吉晴 鳥取大学大学院教授

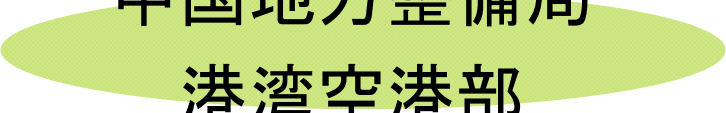
日比野 忠史 広島大学大学院准教授

内山 誠一 中国経済連合会専務理事

平成27年度の入札・契約及び
総合評価の実施方針について
(参考資料)

平成27年3月18日

中国地方整備局



港湾空港部

1. 平成27年度の入札・契約の基本方針(工事関係)

◆平成25年4月より運用している施工能力の評価と技術提案の評価に二極化する方式【総合評価二極化】の導入効果を検証し、運用上の課題を整理・分析するとともに、平成26年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正品確法」という。)」の理念を現場で実現するため、平成27年1月に策定された「発注関係事務の運用に関する指針(以下「運用指針」という。)」に沿った発注関係事務の適切な実施のために以下の3つの方針で構成される当該運用基準の一部見直しを行う。

方針Ⅰ：技術評価に関する更なる**透明性・公平性の確保**

- (1)より公平な技術評価方法への更なる改善【**継続**】
- (2)技術評価結果について競争参加者へ提供する情報の充実【**継続**】

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる**競争環境の確保**

(1) 競争環境の確保

①配置予定技術者の参加要件の緩和【一部見直し】

(2) 評価項目の更なる見直し

①若手技術者等の雇用の評価【一部見直し】

②技能者の配置状況の評価【一部見直し】

③工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価【一部見直し】

方針Ⅲ：技術提案に係る**競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化**

(1) 技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化

①工事の総合評価落札方式における一括審査方式の活用【新規設定】

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

- H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
- H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
- H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ:目的と基本理念の追加

○目的に、以下を追加

- ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
- ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進

○基本理念として、以下を追加

- ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の中長期的な育成・確保
- ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・ 災害対応を含む地域維持の担い手確保へ配慮
- ・ ダンピング受注の防止
- ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善
- ・ 技術者能力の資格による評価等による調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントⅡ:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、
市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した
予定価格の適正な設定

効果

- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
- ・ 歩切りの根絶
- ・ ダンピング受注の防止 等

- 不調、不落の場合等における見積り徴収

- 低入札価格調査基準や最低制限価格の設定

- 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○発注者間の連携の推進 等

☆ 改正のポイントⅢ:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 →民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約

- 段階的選抜方式(新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) →受発注者の事務負担軽減

- 地域社会資本の維持管理に資する方式(複数年契約、一括発注、共同受注) →地元にも明るい中小業者等による安定受注

- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に緊密な連携を図りながら協力

- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の運用指針を策定

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保**(1) 競争環境の確保****① 配置予定技術者の参加要件の緩和【一部見直し】****〔背景〕**

・公共工事の増加や東日本大震災の復旧事業等により、全国的に配置予定技術者の不足が生じていたため、平成26年度は試行的に配置予定技術者に求める同種工事要件の数値要件を低減あるいは撤廃してきたが、**技術者不足は解消できていない。**

〔方針〕

・平成27年度は原則、**配置予定技術者に求める同種工事の数値要件を撤廃する。**

■ 配置予定技術者に求める同種工事要件設定例

企業における同種工事の要件	配置予定技術者における同種工事の要件
・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘工事において、浚渫土量（純土量） 30,000m³以上 を施工した工事	・グラブ式浚渫船による海上での浚渫あるいは床掘を施工した工事

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる**競争環境の確保**

(2) 評価項目の更なる見直し

①【企業の能力等】若手技術者等の雇用の評価【一部見直し】

〔背景〕

・建設業就業者は、高齢化が進行するとともに若手の就業者が減少しており、平成26年度より、若手技術者の雇用促進に繋がる評価項目を設定しているが、建設業の採用環境が厳しい中、**今後も60歳以上を中心とした退職による建設就業者の減少に対応していくため、学歴を問わず、さらなる若手の雇用促進に取り組む必要がある。**

〔見直し〕

- ・平成27年度は若手技術者等の雇用の**評価対象を以下のとおり拡大する。**
 1. **若手技術者について、土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び鋼構造物工事業以外の技術者も評価対象とする。**
 2. **若手技術者以外の入職者について、学歴を問わず評価対象とする。**

■対象工事(総合評価タイプ)

施工能力評価型(標準型、地域貢献等追加タイプ)

■評価項目

平成26年度

評価項目	配点	評価基準
若手技術者等の雇用	1	平成24年4月1日以降に建設業法施行規則第7条の3の2項に示す 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び鋼構造物工事業に該当する資格を有する満年齢29歳以下の者の雇用 、又は、平成24年4月1日以降に建設業法施行規則第1条に示す 土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び鋼構造物工事業に該当する学科を卒業した満年齢29歳以下の新卒者の雇用
	0.5	平成24年4月1日以降に上記以外の高校、高専、大学等を卒業した 満年齢29歳以下の新卒者の雇用
	0	無し

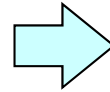
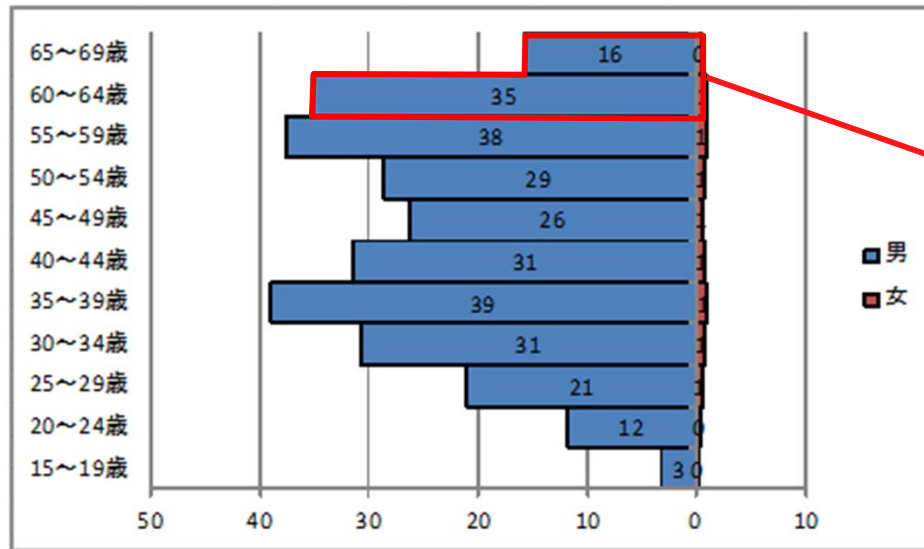
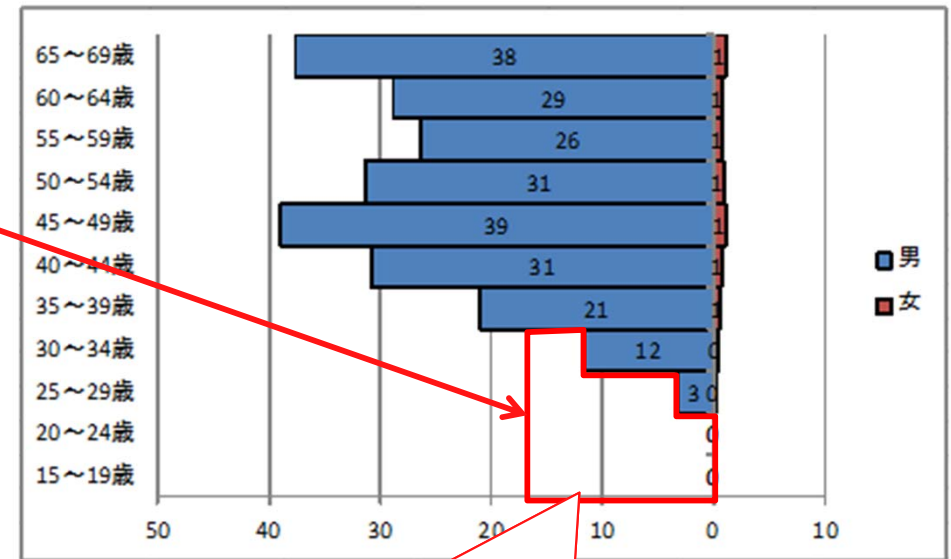


平成27年度

評価項目	配点	評価基準
若手技術者等の雇用	1	平成25年4月1日以降に建設業法施行規則第7条の3の2項に示す資格を有する 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用 、又は、平成25年4月1日以降に建設業法施行規則第1条に示す学科を卒業した 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用
	0.5	平成25年4月1日以降に 若手(満年齢29歳以下)の雇用
	0	無し

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

- 現在、**60歳以上**の建設技能労働者等は**52万人**存在し、全体の**約18%**に上がる。
- **今後も**引退による**労働者数の減少は続き**、**10年後**には、大半が**引退**することになる。
- 他の年齢層においても年齢の上昇が見込める。→ **若年入職者の確保が課題**。
- ※ なお、一定の能力を備えた技能労働者等を育成するためには、職種にはよるものの、概ね10年程度の時間がかかると言われている。

平成22年の
建設技能労働者等の人口ピラミッド10年後の
建設技能労働者等の人口ピラミッド(想定)

これだけの技能労働者を、
若年入職で補填しなくてはならない。

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保**(2) 評価項目の更なる見直し****②【企業の能力等】技能者の配置状況の評価【一部見直し】****〔背景〕**

・「技能者の配置状況」の評価は、施工現場の生産性や工事目的物の品質向上を目的として、平成26年度、施工能力評価型に適用しているが、運用指針で施工能力の適切な評価項目として技能労働者の技能（登録基幹技能者等の資格の保有）が明記されていることから、**企業における「技能者の育成・確保」の促進を着実に実施する必要がある。**

〔見直し〕

・平成27年度は「技能者の配置状況」の評価項目について、施工能力評価型（標準型、地域貢献等追加タイプ）に加えて、**技術提案評価S型（チャレンジ型）**にも設定する。

■対象工事（総合評価タイプ）

施工能力評価型（標準型、地域貢献等追加タイプ）及び**技術提案評価S型（チャレンジ型）**

■評価項目の考え方

評価項目	配点	評価基準
元請負者職員（主任（監理）技術者以外）又は、下請け協力企業職員において指定する種類の登録基幹技能者の配置状況 注）	1	登録基幹技能者の配置あり
	0	配置なし

注）登録基幹技能者の種類に該当する本工事内容の工種を実施する期間に配置できる者を評価の対象とする。

※登録基幹技能者とは、熟達した作業能力と豊富な知識を持つとともに、現場をまとめ、効率的に作業を進めるためのマネジメント能力に優れた技能者で、専門工事業団体の資格認定を受けた者。現場では上級職長などとして、元請の計画・管理業務に参画し、補佐することが期待される。平成20年1月に建設業法施行規則が改正され、「登録基幹技能者制度」として位置付けられ、国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、平成24年12月現在、33職種、41,436名有資格者となっている。（登録海上起重機基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者等）

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保**(2) 評価項目の更なる見直し****③【企業の能力等】工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価【一部見直し】****〔背景〕**

・中国地方整備局では、特に工事成績評価が優秀な企業を工事成績評価優秀企業として認定しているが、港湾空港関係においては、平成25年度の認定企業が「1社」、平成26年度の認定企業が「該当なし」という状況から、工事成績優秀企業のインセンティブをより明確化することで、**企業の認定意識の向上を促し、認定企業の増加に繋げていく必要がある。**

〔見直し〕

・平成27年度は工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕と「優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰」について、個別に評価項目として設定する。

■対象工事(総合評価タイプ)

技術提案評価S型(WTO、チャレンジ型)を除く全ての総合評価タイプ

■評価項目の考え方: 技術提案評価型S型(標準型〔作業船使用あり〕)の場合

平成26年度

評価項目	配点	評価基準
中国地方整備局管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰[過去5年間(平成22～26年度)]または工事成績優秀企業認定制度の表彰(港湾空港関係)[過去2年間(平成25・26年度)]	1	・局長表彰または工事成績優秀企業認定制度の表彰の実績有り
	0.5	事務所長表彰の実績有り
	0	表彰なし



平成27年度

評価項目	配点	評価基準
中国地方整備局管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰または安全管理優良請負者表彰[過去5年間(平成23～27年度※)]	1	局長表彰の実績有り
	0.5	事務所長表彰の実績有り
	0	表彰なし

評価項目	配点	評価基準
工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕(港湾空港関係)[過去2年間(平成26・27年度※)]	1	表彰の実績有り
	0	表彰なし

※)H27dの表彰時期は、H27.8月頃を予定しており、標記は更新後の記載。

方針Ⅱ：企業の技術力が十分発揮できる競争環境の確保

(2) 評価項目の更なる見直し

③【企業の能力等】工事成績優秀企業認定制度の表彰〔ゴールドカード制度〕の評価【一部見直し】

■工事成績優秀企業（ゴールドカード）制度とは

1. 工事成績優秀企業制度認定企業

中国地方整備局発注工事で過去2カ年度に完成した**直轄土木工事の実績を3件以上**有し、かつその対象工事の**平均点が80点以上**となる企業



2. 不適切事項

以下に該当する場合は認定しない

- ①対象10工種の工事において65点未満となった場合
- ②事故等による文書注意以上の措置を受けた場合
- ③民事再生法の申請、企業関係者の逮捕等で無効にすべきと判断した場合

3. 対象工種

(空港等土木工事、港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、空港等舗装工事、港湾等鋼構造物工事)

4. インセンティブについて(認定期間:1カ年)

- ①中間技術審査の実施回数の減免(低入札は対象外)
- ②総合評価方式の評価基準としての活用(2年有効)
- ③企業の名刺や建設現場等へのロゴマークの使用

5. 認定対象企業の資格失効について

適用期間内に上記2. ①～③に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。

■過年度の工事成績優秀企業制度認定企業

年度	会社名	平均点	対象工事件数
H22d	(株)大本組	83	3
	天野産業(株)	80	3
	五洋建設(株)	80	8
	みらい建設工業(株)	80	3
H23d	五洋建設(株)	80	10
H24d	五洋建設(株)	80	11
	山陽建設(株)	80	4
H25d	(株)大本組	80	6
H26d	該当なし		

平成26年度 工事成績ランキング(港湾関係)

順位	業者名	H24～25dの平均点
1	(株)サンクラフト	79
1	りんかい日産建設(株)	79
1	あおみ建設(株)	79
4	若築建設(株)	78
4	五洋建設(株)	78
4	みらい建設工業(株)	78
4	東洋建設(株)	78
4	(株)高須組	78
4	(株)青木組	78
4	(株)大本組	78
11	宇部工業(株)	77
12	タチバナ工業(株)	76
12	東亜建設工業(株)	76
14	(株)黒瀬組	75
14	(株)浜田組	75
16	美保テクノス(株)	72

方針Ⅲ：技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化**(1) 技術提案に係る競争参加者、発注者双方の負担の低減・効率化****① 工事の総合評価落札方式における一括審査方式の活用【新規設定】****〔背景〕**

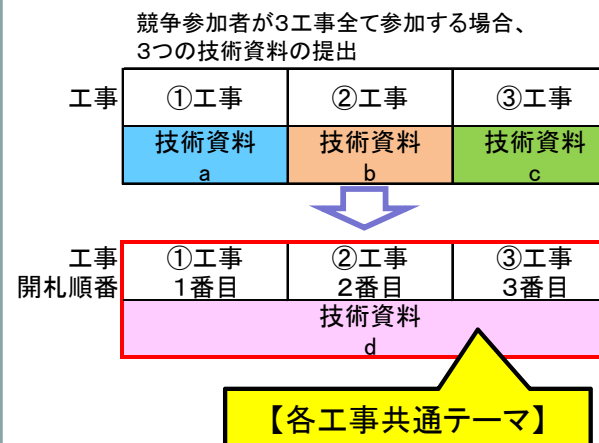
・「改正品確法」第22条に基づき作成された発注者共通の指針である「運用指針」において、**発注関係事務を適切に実施する方策の一つとして、一括審査方式が示され、競争参加者、発注者双方の負担低減に努めることが明記された。**

〔方針〕

・工事の目的・内容、技術力審査・評価の項目や求める施工計画又は技術提案のテーマが同一であり、かつ施工地域が近接する2以上の工事において、提出を求める技術資料の内容を同一のものとすることができる発注において、適用が可能な場合は、一括審査方式を活用し、競争参加者、発注者双方の負担低減を図る。

3工事一括審査の場合**■ 一括審査方式の概要**

- ① 複数工事の発注に対して、**同一テーマの技術提案**を求める。
- ② 入札は、すべての工事又は希望する工事のみ札入れを行う。
- ③ 入札公告等で示した**開札順番ごと**に**開札**し、工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。
- ④ 落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の入札は無効扱いとする。
- ⑤ なお、受注した企業について、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築を求めるため、一括審査対象工事に申請できる予定技術者は、技術提案を熟知し確実に履行できる**同一の技術者1名**としリスクの分散を図る。
- ⑥ 特定建設工事共同企業体による参加が可能な工事においては、単体又は特定建設工事共同企業体のいずれかで参加するものとし、混在は認めないものとする。
また、工事ごとに構成員の異なる組合せによる特定建設工事共同企業体も認めないものとする。

《一括審査方式イメージ図》**《落札決定イメージ図》**

工事 開札順番	①工事 1番目	②工事 2番目	③工事 3番目
	評価値順位	評価値順位	評価値順位
A	3位	2位	落札決定 1位
B	落札決定 1位	無効	無効
C	5位	4位	2位
D	6位	3位	3位
E	2位	落札決定 1位	無効
F	4位	5位	4位

●入札方式及び総合評価方式の試行

◆専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事(案)

〔背景〕

・平成26年度より、現場経験が少ない等、主任(監理)技術者に登用されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験豊富な専任補助者を配置し、専任補助者を若手技術者の代わりに総合評価の評価対象とする工事を試行した。試行の結果、活用実績が少ない状況であったため、アンケート調査による原因分析を行ったところ、専任補助者については、**工事完成後の履行実績が評価に繋がらないため、「専任で配置するメリットが見いだせない」**という意見があった。

■試行した工事:平成26年4月1日以降公告案件のWTOを除くすべての工事で実施

■試行制度を活用した業者数:2社

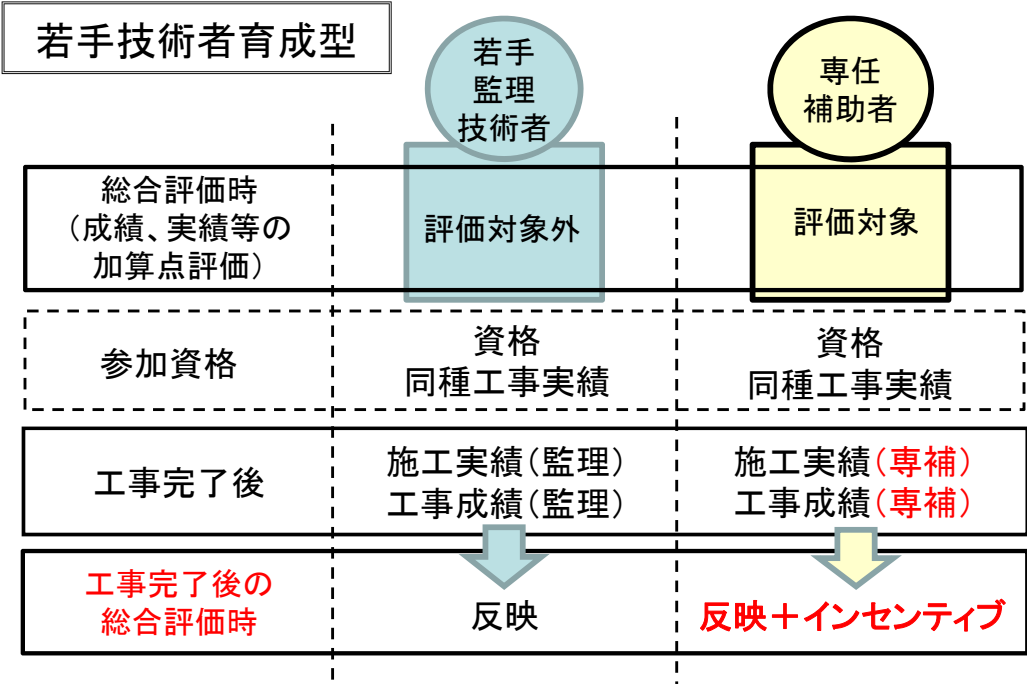
〔方針〕

・この状況を受け、平成27年度は専任補助者としての工事实績について、総合評価審査時に以下のインセンティブを与え評価する。但し、本評価方法は、中国地方整備局管内(港湾空港関係)の発注工事に限る。また、当該工事の工事成績が65点未満である場合は対象外とする。

1. 総合評価審査時において、**主任(監理)技術者の実績と同等の評価をする。**
2. 当該工事完了後、総合評価審査の「技術者における工事成績評定点」の評価時において、**当該工事の工事成績評定点に3点加えた点数**で評価する。

●入札方式及び総合評価方式の試行

◆専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事(案)



専任補助者工事成績(例)

	当該工事での 専任補助者の実績	実績	
		現行	平成27年度
施工実績	現場代理人	現場代理人実績	専任補助者実績 (主任(監理)技術者と同等)
工事成績評定点	77点	77点 (現場代理人の成績として評価)	77点+3点=80点 (専任補助者の成績として評価)

■技術者配置の条件

- 【若手技術者】
- ・審査基準日(申請書の提出期限日)において満40歳以下のものとする。
 - ・主任(監理)技術者となりうる資格並びに同種工事の施工実績を有していること。
- 【専任補助者】
- ・主任(監理)技術者となりうる資格並びに同種工事の施工実績を有していること。
 - ・現場代理人との兼務は可能とする。
 - ・主任(監理)技術者を専任で配置すべき期間と同じ期間配置するものとする。

総合評価時の評価【(例)技術提案評価型S型】
(専任補助者実績を同種工事成績で申請の場合)

評価項目	現行		平成27年度	
	評価	加算点	評価	加算点
同種工事の施工実績 (発注機関)	中国地方整備局	2	中国地方整備局	2
同種工事の従事役職	現場代理人	1	主任(監理)技術者	1
同種工事の施工規模	設計数量以上	1	設計数量以上	1
当該工事種別の平均成績	$(78+76+77) \div 3 = 77.0$		$(78+76+80) \div 3 = 78.0$	3
	加算点合計	6.0	加算点合計	7.0

※適用対象工事は、中国地方整備局管内(港湾空港関係)の発注工事に限る

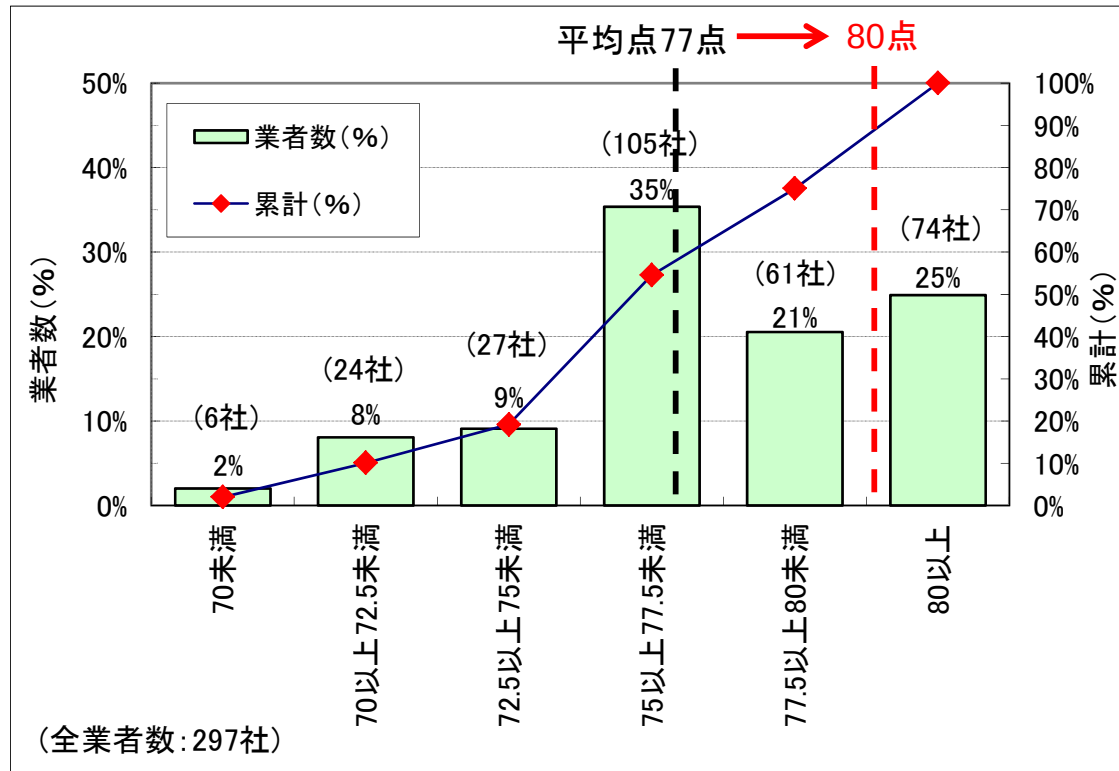
●入札方式及び総合評価方式の試行

◆専任補助者の配置による若手技術者育成型の試行工事(案)

【プラス3点の根拠】

(港湾5工種における過去5年間の各業者の工事成績評定点の平均点は、77点である。「過去5年間の工事成績評定点の平均点」の評価における満点は、工事成績表定点の平均点が80点以上であることから、総合評価時における専任補助者の工事成績にインセンティブとしてプラス3点を付与することとした。

港湾5工種における過去5年間の各業者の工事成績評定点 分布状況(平成21年度～平成25年度)



「過去5年間の工事成績評定点の平均点」 配点表

過去5年間の工事成績評定点の平均点	配点(加算点)				
	3点	4点	5点	6点	8点
80点以上	3.0	4.0	5.0	6.0	8.0
77.5点以上80点未満	2.0	3.0	3.5	4.5	6.0
75点以上77.5点未満	1.5	2.0	2.5	3.0	4.0
72.5点以上75点未満	1.0	1.5	1.5	2.0	3.0
70点以上72.5点未満	0.5	1.0	1.0	1.5	2.0
70点未満	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

●入札方式及び総合評価方式の試行

◆地元企業活用促進型

〔背景〕

・平成21年度より、地元建設業者の活用や地元企業からの資材の購入を促すことにより、地域経済の活性化と地場産業の育成を図る目的で、工事の一定の割合を分担する下請企業や資材会社の活用率等を評価する「地元企業活用促進型」を一部の工事で試行してきた。

防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増し、地域においては社会資本の維持管理を担う企業が不足している中で、地域創世が強く求められている。「改正品確法」においても、災害対応を含む地域維持の担い手を確保することに配慮するよう基本理念が追加された。

〔方針〕

・平成27年度は**原則、技術提案評価型S型(WTO以外)の工事で「地元企業活用促進型」を試行する。**

■過年度の試行実績

平成21年度:1件〔空港等舗装(境港:1件)〕

平成22年度:3件〔空港等土木(宇部港:3件)〕

平成23年度:5件〔港湾土木(境港:1件、宇野港:1件)、空港等土木(宇部港:1件)、空港等舗装(宇部港:2件)〕

平成24年度:3件〔港湾土木(宇野港:1件)、空港等土木(宇野港:1件、宇部港:1件)〕

平成25年度:5件〔港湾土木(広島港:1件、宇部港:1件)、空港等土木(宇野港:1件)〕

平成26年度:3件〔港湾土木(境港:2件)、港湾等しゅんせつ(境港:1件)〕

●入札方式及び総合評価方式の試行

◆入札工事説明会(試行)に係る取り組み

〔背景〕

・平成26年度は、競争参加業者に対して工事内容の理解度向上を図る目的で、工事内容が複雑な橋梁工事において、インターネットを活用した「入札工事説明会」を1件(本官工事)試行した。

また、試行した工事で実施したフォローアップアンケートでは、「工事内容の理解度が向上した」等の意見が多く見受けられ、実施効果が認められた。

〔方針〕

・平成27年度は対象案件を拡大し、**新規性の高い工事や工事内容が複雑な工事を対象に数件抽出して、試行する。**

■試行実績

試行工事名	公告日	工 期	工事内容	摘 要
浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)	H26.11.18	H27.2.10 ~ H28.1.15	RC橋脚工(P3, 4, 5橋脚) 法面工、コンクリートブロック工	

●入札方式及び総合評価方式の試行

◆入札工事説明会(試行)に係る取り組み

■現場状況の説明資料(抜粋)

1. 工事現場進入口(1)

浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)



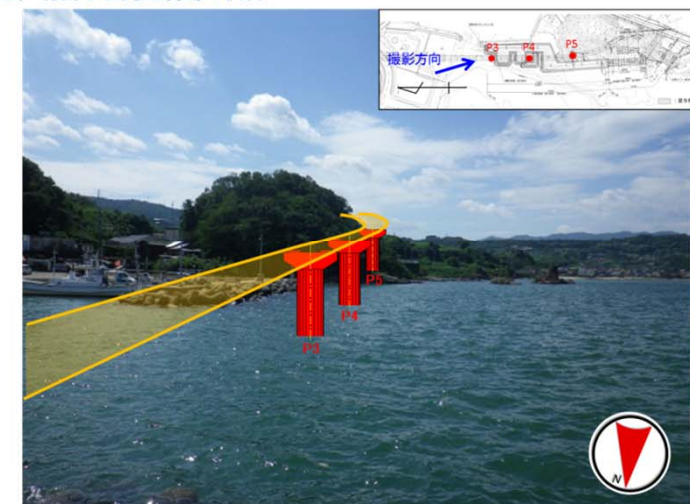
4. 工事用道路設置場所

浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)



8. 北側から見た現場の状況

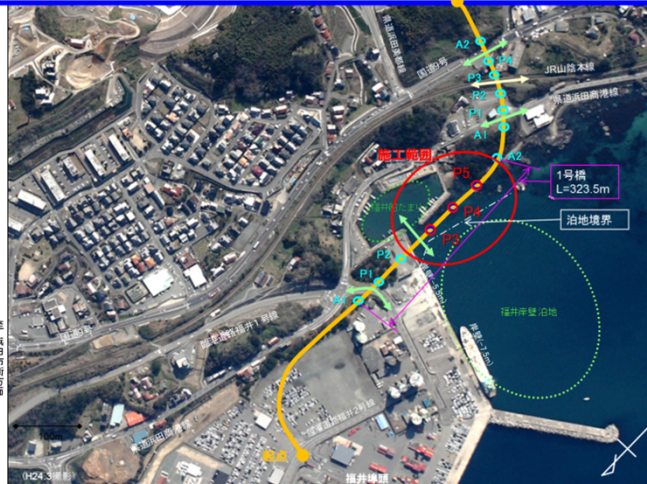
浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)



■工事概要の説明資料(抜粋)

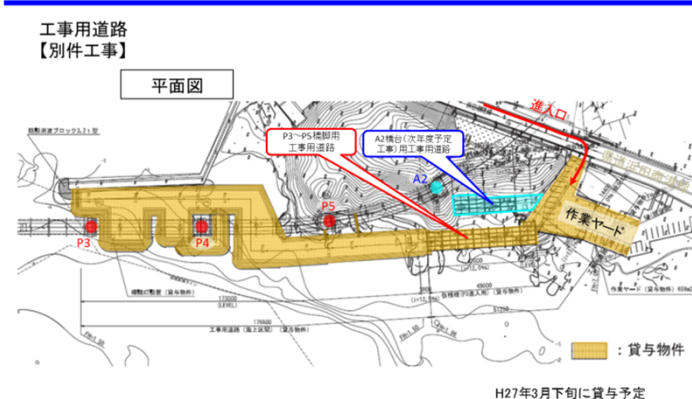
1. 位置図

浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)



2. 現場の施工

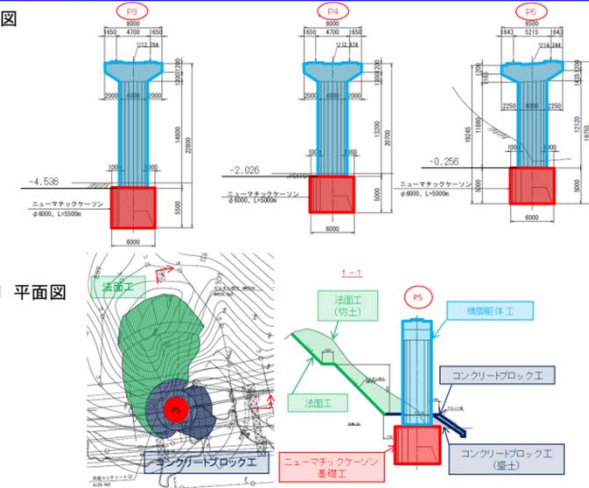
浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)



4. 橋脚等の施工一般図

浜田港福井地区臨港道路橋梁下部工事(その2)

橋脚一般図



2. 平成27年度の入札・契約の基本方針（業務関係）

●評価項目の一部見直し

【背景】

本省より発出が予定されている「港湾空港関係における建設コンサルタント業務等のプロポーザル方式及び総合評価落札方式等運用ガイドライン」によると、過去3年間の平均請負業務成績評定について、**内閣府沖縄総合事務局発注業務の実績も対象とすることとなった。**

【現行】

過去3年間の〔建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務〕の業務成績の評価

地方整備局（港湾空港関係）発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度末までの間に完了した〔建設コンサルタント等業務or測量・調査業務〕の平均請負業務成績評定点を評価する。



【見直し】

過去3年間の〔建設コンサルタント等業務又は測量・調査業務〕の業務成績の評価

全地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局（ともに港湾空港関係）発注の平成〇〇年度から平成〇〇年度末までの間に完了した〔建設コンサルタント等業務or測量・調査業務〕の平均請負業務成績評定点を評価する。